

旅費規程

昭和 53 年 5 月 21 日 制定
平成 4 年 2 月 1 日 改定
令和 7 年 3 月 30 日 改定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人和歌山県診療放射線技師会(以下、「本会」という。)の用務のため旅行する事を命令し、又は依頼する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程における旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、旅行雑費(別表 1)について適用する。

- 2 本会の用務遂行のためであって、旅行を伴わず一定時間以上の拘束を強いた場合(以下、「拘束用務」という。)は、別表 2 に定める通信雑費を旅費に準じて適用する。

(旅費・宿泊料の計算)

第 3 条 旅費は、勤務地もしくは居住地を起点とし、用務地までの最も経済的かつ合理的な経路および方法により計算する。ただし、業務上必要と推認できる場合又は天災その他やむを得ない事情による場合は、この限りではない。

- 2 前項の計算方法として、本会が指定する方法を用いて計算する。
- 3 拘束用務の場合は通信雑費のみを支給する。
- 4 宿泊料は、別表 3 に基づき支給する。
- 5 前泊または後泊が必要な場合は、事前の申請によって前項に準じて認めることができる。ただし、緊急時など特段の事情がある場合は事後の申請を要する。
- 6 前項のほか、本会で宿泊施設を指定して宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで、本会が施設に宿泊費の支払いをする。
- 7 旅費の請求及び精算は、所定の旅費請求・精算書の提出を必要とする。ただし、第 3 項においては議事録の提出によって、これに代えることができる。

(旅費)

第 4 条 旅費は、原則として本州間にあつては鉄道を、その他の地域間にあつては航空による運賃を支給する。

- 2 鉄道賃は、旅程に応じて計算した旅客運賃を支給する。ただし、片道 100km 以上の場合は、特急料金を支給することができる。
- 3 前項における特急料金は自由席料金を支給する。ただし、自由席がない場合は座席指定料金を支給する。
- 4 船賃は、旅程に応じて計算した旅客運賃を支給することができる。
- 5 航空賃は、搭乗を証明するもの及び領収書の提出によって支払った額を支給する。
- 6 車賃は、路線バス等を利用したと認められた場合に限り、その実費を支給する。ただし、路線バス等以外のものを利用した場合は、旅行後領収書の提出をもって支給する。
- 7 旅費以外に報酬や謝金等を支払った場合は、旅行雑費(別表 1)は支給されない。
- 8 特別な事由による出張の場合は、第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

(旅費・宿泊費の辞退)

第 5 条 出張者が旅費または宿泊費の受領を辞退した場合には、当該経費は支給しない。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定める事項の他、必要な事項は会長が理事会に図り定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 53 年 5 月 21 日より施行する。
- 2 平成 4 年 2 月 1 日に改定した規程の適用は、平成 4 年 4 月 1 日とする。
- 3 令和 7 年 3 月 30 日に改定した規程の適用は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

別表 1 (旅行雑費)

単位：円

区分	旅行雑費
1 日	2,000
半日	1,000

別表 2 (通信雑費)

単位：円

区分	通信雑費
1 日	2,000
半日	1,000

別表 3 (宿泊料)

単位：円

区分	宿泊料	支払基準
1 夜	10,000	前泊は、旅費計算の起点となる地点を 7 時 00 分以前の出発でないと事業開始時刻 15 分前に到着できない場合。後泊は、事業終了後 23 時 00 分に旅費計算の起点となる地点まで到着できない場合。